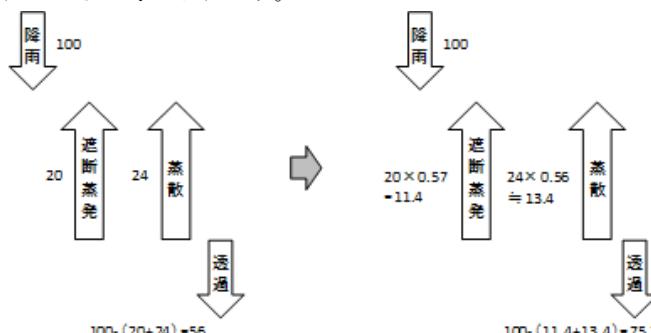


平成27年度第5回技術委員会（方法書第1回審議）及び追加提出の意見に対する事業者の見解

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	事業計画	佐藤委員	・資料3の13ページに関連して、事業によって伐採されるスギの木の本数のデータを教えていただきたい。	・伐採する樹木の量は土地の面積から算出することができるので、それを基に伐採する樹木とスライド13ページで記載したスギの木の本数の差し引きでどの程度の効果が得られるのかを示したいと思います。 【事後回答】 ・伐採する樹木の量は、現地の樹林の密度と伐採面積により算出できます。樹林の密度については、予定している植生調査で、林分毎に概ね把握いたしますので、土地利用計画の重ね合わせることにより算出して準備書に記載いたします。 ・今回のソーラー発電により「スギの木約378万本分のCO ₂ 吸収量に相当」を想定しますので、これとの差し引きにより、温室効果ガス低減効果を示すことが出来と考えています。 ・以下、改変区域をカラマツ林と仮定した場合の概算を示します。 ・改変区域は約95haであり、現存する樹木はカラマツが主です。カラマツ 1 haあたりの炭素トン概算吸収量は1.6t-Cとなるため、伐採される樹木を考慮しても年間約5万トンの二酸化炭素吸収量が期待できます。 【計算式：13,500t-C/year (≈50,000t-CO ₂) - 1.6t-C/ha * 95ha = 13,348t-C/year (≈494,370t-CO ₂)】（資料4-1参照）
2	事業計画	佐藤委員	・資料3の13ページで石油の削減量を試算しているが、これは電気の価格にどのように反映されるのかを教えていただきたい。	【事後回答】 ・電気供給価格は、石油等による燃料費、設備の減価償却費、人件費に加え、各電気供給会社の事業報酬等が加算されます。このように、電気供給価格には様々なコスト要因があり、本事業が電気供給価格に与える影響を試算することは困難です。 ・具体的な数値を試算することは困難ですが、以下2点を考慮し本事業設備周辺エリアにおいて安価な電気供給を目指します。 ①当社では電気供給事業を行っており、本事業設備をその電源として活用することにより、当社からの電気供給価格を安価に抑えます。 ②適正な保守・メンテナンスを行うことにより、固定価格買取制度期間終了後も発電を続けることが可能となり、発電コストを安価に抑えます。
3	事業計画	梅崎委員	・切土と盛土の工事計画の詳細及び盛土、切土の計画の分かりやすい図面を示していただきたい。特に、水路の部分に盛土するので、そういうことも含めてどういった工事、対策をされるのかを示していただきたい。	【事後回答】 ・現状計画しているものは林務部との協議の段階で最終版ではありませんが、現段階の計画を示します。（資料4-2参照）
4	事業計画	富樫委員	・現状これだけの水量が流れている水路の上にこういった盛土をあえて作るということ自体が、常識的に考えて非常に危険だと思うので、その部分は是非慎重に検討いただきたい。	【事後回答】 ・現況測量、地質調査を行い現地を詳細に把握した上で、施工時の防災計画や盛土法面の安定計算を行い、安全な盛土を計画しました。（資料4-2参照）
5	事業計画	梅崎委員	・工事の影響と供用・存在の影響があり、地形・地質の供用・存在の影響が△（簡易項目）となっている。今回の計画では、供用時における豪雨時の安定性が非常に問題になるので、計画段階でどのように評価されているのかを説明いただきたい。	【事後回答】 ・豪雨時の安定性については、適切な排水設計によって盛土に影響を及ぼさない計画としています。排水設計の条件は「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」（長野県森林づくり推進課）に準拠し、以下の基準としています。（資料4-2参照） 降雨強度 ○表面排水 1/10年確率 ○防災調整池 1/50年確率

6	事業計画 植物	鈴木委員	(鈴木委員) ・盛土区間の話になるが、事業区域の半分の面積が浸透できなくなるので、表流水が増えることになり、とても危険なことだと思う。また、調整池についても、盛土がこの位置にあると、豪雨時に調整池の役割を果たさなくなることもあると思われるので、盛土については是非とも再検討いただきたい。また、逆に盛土の表面を浸透させないようにして、表面を流すということになると、植生等への影響が出ることにもなるので、いかがなものかと思う。	【事後回答】 ・パネルの設置については、以下のとおり計画しています。 ①パネルは土地全体を覆うものでなく、ユニット毎に2.0m程度の隙間を設ける。 ②通常降雨時は、各パネルユニットの直下に流れ地表面(草地)より浸透する。 ③豪雨時は、地表面(草地)を流れ、約50m前後に設置した水路により調整池に導く。 ・パネルを設置する区域については、現在の樹林植生が消失しますが、出来る限り地下浸透を促す上記の措置により、表流水を抑えるとともに、発生する表流水も安全に調整池に導水します。 ・なお、盛土部については、防災上、盛土への雨水浸透は極力抑えるべきと考えています。(資料4-2参照)
7	事業計画 植物	大窪委員	・鈴木委員の指摘のように、盛土によって非常に重要な植物種の種子の分散や、植生に対する影響が生じる可能性が非常に大きいと思うので、できるだけ自然環境へ配慮した計画にしていただきたい。	【事後回答】 ・注目すべき植物については、現地調査の結果を踏まえ、それぞれの種の特性を考慮し、可能な限り現地で確認された生育地の影響の回避低減に努めるだけでなく、対象地域における繁殖等を含む地域個体群への影響についても回避低減に努めます。また、水域については、生態系において、動植物の生息・生育環境の連続性の観点からも予測評価を実施していきたいと考えています。
8	事業計画	鈴木委員	【第1回審議後追加意見】 ・事業面積の約半分が不浸透域となることから、全域として浸透能を向上させる方策を示していただきたい。	【事後回答】 ・パネルの設置については、以下のとおり計画しています。 ○パネルは土地全体を覆うものでなく、ユニット毎に約2.0m程度の隙間を設ける。 ○通常降雨時は、各パネルユニットの直下に流れ地表面(草地)より浸透する。 ○豪雨時は、地表面(草地)を流れ、約50m前後に設置した水路により調整池に導く。 水路については、一定の距離毎に浸透升を設置し、地下への浸透をより促進するなど、検討します。
9	事業計画	鈴木委員	【第1回審議後追加意見】 ・調整池の設計は50年降雨確率に基づいているとのことだが、年間で数百mmの蒸発散量が減少することも考慮すべきではないか。	【事後回答】 ・50年確率は調整池の必要容量の算出根拠です。設計については蒸発散量を考慮しておりませんが、パネル設置後の流出係数は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」(長野県森林づくり推進課)に準拠して設定されたきわめて大きなもの(0.95)を想定しており、調整池の容量は十分に確保していると考えています。 ・以下、蒸発散について概算した結果です。 森林の樹冠遮断率は約20%とされています(水利科学No. 324, 2012)。 スギ林(19年生)の年蒸散量は年降水量の24%とされる報告があります(東京大学農学部演習林報告第76号, 1987)。 また、スギ人工林間伐後の蒸散量は、間伐前の56%、同じく遮断蒸発率は57%との報告があります(水文・水資源学会2014年度研究発表会)。 これらの値で試算すると、降雨-(樹冠遮断+蒸散)を流出(浸透を考慮せず)とした場合、伐採前の流出率0.56に対して伐採後の流出率0.75となります。 設計に用いた流出係数0.95は、この値よりも大きいため、調整池容量は十分に確保されていると考えられます。



10	事業計画	陸委員	<ul style="list-style-type: none"> ・発生土をこの事業対象地から搬出することを考えた場合に、どのくらいの負荷になるのか。 (片谷委員長) ・仮に搬出するとなると、そのダンプの環境影響を予測しなければならなくなり、前提条件が全く異なるので、まずは盛土の計画についての説明資料をいただいてから審議するということにしたいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土をするエリアの土量としまして、24万m³程度となり、大型10tダンプトラックで約5万台の量となります。
11	事業計画	片谷委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・9ページにパネルの立面図が載っているが、パネルの具体的な構造について教えていただきたい。 ・パネルの構造上、水が抜ける程度の隙間はあるか。それがあるとないではだいぶ影響の度合いが違う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9ページの立面図の構造については、縦1,650mm×1,000mmのパネルを横向きに4段重ねたものとなっています。 ・今回は土地なりにパネルを設置していくことになるので、その土地の形状に応じたソーラーパネル設置架台を検討していく必要があると考えております。 ・パネルの間には、若干の隙間があります。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的にはそのとおりと考えています。今後、土地の形状に応じたソーラーパネル設置架台というのを検討していく必要があると考えています。パネル間の隙間は以下のとおりと計画しています。 <p>①ソーラーパネルは上下間に金具を挟み込む設計を想定しているため、水が抜ける程度の隙間はある。</p> <p>②ソーラーパネルは土地全体を覆うものではなく、ユニット毎に約2.0m程度の隙間を設ける。(資料4-3参照)</p>
12	事業計画	塩田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナーの性能、配置について教えていただきたい。 ・また、パワーコンディショナーがのざらし状態であるとすれば、冬などの雪が降る時期は大丈夫なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性能については、パワーコンディショナー1台当たり、750kWの発電出力を持つものを計画しており、パネル3,000枚を1台で対応できます。 ・配置については、全体的に事業敷地内の搬入道路沿いに点在させていく形になります。 ・パワーコンディショナーは実際は空調設備の付いたステンレスの箱の中に入っています。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状計画ではパワーコンディショナー1台当たりで750kWの発電出力を計画しています。パネル1枚当たりの発電量が280Wなので約3000枚に対し1台のパワーコンディショナーが設置される計画です。 ・パワーコンディショナーは、全体的に事業敷地内の搬入道路沿いに点在させます。また、空調設備の付いた金属製の箱の中に設置する仕様を想定しており、積雪期等に野外設置しても問題ありません。
13	大気質	鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書161ページになるが、地上気象について、風向、風速、日照時間を調査し、調査頻度が通年ないし4季と記載されている。 ・地表面の半分を構造物に置き換えるため蒸発散が減り、今まで水蒸気として大気中に出ていたものが、水として流れていくことになり河川流量が大きくなる。地上気象としては蒸発散が算定できるものがどうしても必要だと思う。風向、風速、日照時間だけではなく、最低限、気温と、可能であれば放射収支を測っていただきたい。通年でなければ蒸発散の算定はできないので、調査頻度は4季でなく通年でお願いしたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘にありました、通年気象の測定については、方法書に記載のある風向・風速に加えて、温度、湿度、気圧、放射収支量について、通年気象調査地点（対象事業実施区域近傍No.1）において測定を追加したいと考えています。また、降水量については、近傍に設置された茅野市の観測データ（霧ヶ峰）を活用するとともに、積雪深についても手法を検討し可能な限り測定していきたいと考えています。
14	大気質	鈴木委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年の気象観測要素として湿度、積雪深と気圧を追加して頂きたい。追加した場合、気象観測要素は、気温、湿度、風向・風速、降水量（ヒーター付き）、気圧、放射収支量、積雪深となる。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘にありました、通年気象の測定については、方法書に記載のある風向・風速に加えて、温度、湿度、気圧、放射収支量について、通年気象調査地点（対象事業実施区域近傍No.1）において測定を追加したいと考えています。また、降水量については、近傍の茅野市のデータを活用するとともに、積雪深についても手法を検討し、測定していきます。
15	大気質	片谷委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の調査地点は方法書162ページの大気質の調査地点の1番の地点になるのか。 ・調査地点や調査項目等の記載が明確でないところがあるかと思うので、できれば次回までにそういう部分を明確にしていただくようお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通年気象を調査する地点は1番の地点を想定しております。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水象についてはNo.34、動植物についてはNo.39等のとおりです。

16	大気質	塩田委員	<p>・騒音、振動は4地点だが、大気質は3地点となり、創価学会の研修道場の箇所が外れている。人に対する影響を考慮して選定するのであれば大気質についても研修道場において測定を実施するよう、検討いただきたい。</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・対象事業実施区域及びその近傍における大気質の現状については、創価学会研修道場付近の地点も含め、大気質調査地点No.1において把握できると考えています。</p>
17	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・資料3の26ページ（方法書165ページ）環境基準に定める方法とは、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域、道路に面する地域編」に記してあることか。</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・現地調査の具体的な方法については、ご指摘のとおり「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域、道路に面する地域編」に記載の方法に準拠します。</p>
18	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・資料3の27ページ（方法書167ページ）工事による影響に用いる予測方法は、できれば国土技術政策総合研究所資料No.714（平成24年度版／2015年3月）を活用することを勧める。</p> <p>・ここに記してある「ASJ RTN-Model 2010」は、「ASJ RTN-Model 2008」か「ASJ RTN-Model 2013」のどちらか。</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・ご指摘のとおり、工事による騒音の影響については、予測式についての最新事例である国土技術政策総合研究所資料No.714「道路環境影響評価の技術手法4.騒音4.2建設機械の稼動に係る騒音」「4.3資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音」を活用し、類似事例等を参考に予測を実施いたします。</p> <p>・ASJ RTN-Modelは、「ASJ RTN-Model 2013」です。誤植でしたので、準備書で修正いたします。</p>
19	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・資料3の27ページ（方法書167ページ）存在・供用による影響として、太陽光発電所関係の車両等による交通量の変化による影響がないかどうかの検討も必要ではないか。交通量の変化による影響がなければ、その理由を記載すること。</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・現時点では、存在・供用時の管理等において、事業関係の車両による交通量の増加は極めて小さいと想定しているため、影響要因に選定していません。なお、今後、事業の進捗とともに、供用時の管理方法等が具体化し、供用時における事業関係の車両による交通量の増加が見込まれる場合は、項目を選定し、影響について予測評価を実施いたします。</p>
20	騒音 動物	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・方法書142ページ表3-2-3の騒音、工事による影響の環境要因として、猛禽類に対する影響評価の検討も必要ではないか。</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・予備調査等により、現時点では、対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカ、オオタカ等の希少猛禽類の営巣が確認されていないことから、項目を選定していません。なお、今後、対象事業実施区域及びその周辺において希少猛禽類の営巣が確認され、影響が想定される場合は項目を選定し、影響について予測評価を実施いたします。</p>
21	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・方法書165ページ表3-3-5における調査項目で「道路交通騒音」ではなく、「自動車騒音」の表現が好みしい。</p> <p>・また、音源が「建設作業」によるものであるのに、どうして「環境騒音」を調査項目としているのか。</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・平成28年1月改正の「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、ご指摘のとおり準備書で修正いたします。</p> <p>・「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」において、騒音の予測については、「対象事業における騒音レベル及び総合騒音の状況について予測することとなっており、事業実施前における現況の「環境騒音」を測定することで、これを事業実施時の対象事業実施区域からの特定騒音（建設作業騒音）の総合騒音を予測する場合のその他の騒音「暗騒音」とみなすことができると考えております。</p>
22	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・方法書165ページ表3-3-6において、下記のように表現した方が分かりやすい。 環境騒音→一般地域、道路交通騒音→道路に面する地域 (出典) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル／一般地域編／道路に面する地域」 平成27年10月環境省</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・平成28年1月改正の「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、ご指摘のとおり準備書で修正いたします。</p>
23	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・方法書165ページ表3-3-7において、調査項目として下記のように表現した方が分かりやすい。 環境騒音→環境騒音（一般地域）、環境騒音／沿道環境騒音→環境騒音（一般地域／道路に面する地域）、沿道環境騒音→環境騒音（道路に面する地域）</p>	<p>【事後回答】</p> <p>・平成28年1月改正の「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、ご指摘のとおり準備書で修正いたします。</p>

24	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書167ページの3. 評価の手法②評価の方法のイにおいて、「騒音に係る環境基準／一般地域」における地域の類型は、どのように考えているか。 ・地域の類型に当てはまらない場合には、どのような対応をするか。用途地域が指定されていなければ、環境基準での評価はできないので、残留騒音を測定してそれと比較することにすればどうか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺は騒音の環境基準に係る地域の類型区分の指定はありませんが、近隣に住居等が存在することから、評価の「環境保全との目標との整合の観点」における環境保全目標としては類似する区分としてB類型に相当する基準を適用することを想定していますが、現況の状況を勘案して残留騒音による評価についても準備書において検討いたします。
25	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書168ページ表3-3-10の調査項目として、下記のように表現した方が分かりやすい。ちなみに、振動規制法には「環境振動」という用語はない。 <p>○環境振動→建設作業振動 ○環境振動→パワーコンディショナーの振動</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月改正の「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、ご指摘のとおり準備書で修正いたします。
26	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書168ページ表3-3-11の調査項目として、下記のように表現した方が分かりやすい。 <p>環境振動→建設作業振動</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月改正の「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、ご指摘のとおり準備書で修正いたします。
27	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書168ページ表3-3-11の調査方法で「道路環境整備マニュアル（財団法人日本道路協会、平成元年）」が、国土技術政策総合研究所資料No.714（平成24年度版／2015年3月）にも記載されているので、最新版の活用が望ましい 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の文献資料については、準備書作成時における最新の文献、資料を活用し予測、評価を実施いたします。
28	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書168ページ表3-3-12の調査項目として、下記のように表現した方が分かりやすい。 <p>環境振動→総合振動、環境振動／沿道環境振動→総合振動／沿道の道路交通振動、沿道環境振動→沿道の道路交通振動</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月改正の「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、ご指摘のとおり準備書で修正いたします。
29	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3の28ページ（方法書169ページ）の工事による影響に用いる予測方法は、できれば国土技術政策総合研究所資料No.714（平成24年度版／2015年3月）を活用することを勧める。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、工事による振動の影響については、方法書P169の表3-3-13に記載した予測式についての最新事例である、国土技術政策総合研究所資料No.714「道路環境影響評価の技術手法6.振動6.2建設機械の稼動に係る振動」「6.3資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音」を活用し、類似事例等を参考に予測をいたします。
30	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書169ページ表3-3-13において、建設作業振動の予測式として下記に例を紹介する。 <p>(例) 国土技術政策総合研究所資料No.714（平成24年度版／2015年3月）のP.P6-2-1～6-2-25に記載されている。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、工事による振動の影響については、方法書169ページの表3-3-13に記載した予測式についての最新事例である国土技術政策総合研究所資料No.714「道路環境影響評価の技術手法6.振動6.2建設機械の稼動に係る振動」を活用し、類似事例等を参考に予測を実施いたします。
31	水質 水象	鈴木委員	<p>・水象にも関連することになるが、雨が降ったときどのように流れるかについて、この流域から出る量を測ることになっていないが、その水量を測つていただき、工事前と工事中、そして工事后を比較して、洪水がどのように起りやすくなったかを評価できるような調査を実施していただきたい。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川流量については、現地の状況を勘案し、代表地点において1年間の流量連続観測を実施したいと考えています。なお、現時点では、流量連続観測地点として、対象事業実施区域を流れる代表的な河川の流入箇所（A湿地上流）及び流出箇所（水質調査地点1 C調整池直下付近）を想定しています。
32	水質	鈴木委員	<p>・方法書の173ページの水質のところでは、日常的な降雨が対象となっているが、ここは豪雨時も対象にしていただかないといけないと思う。事業が実施されれば、浸透も蒸発散もできなくなり、多量の水が流れいくことになるので、日常的な降雨時も大事だが、豪雨時もお願いする。</p> <p>・河川流量についても年6回となっているが、これも通年を通して調査をお願いしたい。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、降雨時の水質調査については、通常の降雨時に加えて、可能な範囲内で強度の高い降雨時の調査を安全面等に配慮しつつ補足的に実施いたします。 ・河川流量については、A湿地上流箇所、及びC調整池流出箇所を対象に通年の流量観測を検討します。具体的な測定方法については現地の状況を確認の上決定します。

33	水質	小澤委員	<p>・水質に関して、方法書の146ページの評価項目についての扱いが、簡略化とされているが、土地造成に伴って発生する濁水の影響を考えると、簡略化ではない予測、評価を行うべきだと思う。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、水質の土地造成に伴って発生する濁水については、標準項目を選定し、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に従って、予測評価を実施いたします。濁水の予測としては、現時点では完全混合式による予測を想定しています。
34	水象	富樫委員	<p>・資料3の42ページ（方法書179ページ）の水象について、予測地域・地点については影響が及ぶ範囲としか書いていない。 ・少なくともある地点の現在の水象がどう変わらかという観点での予測を行いうという記載をして、地点も示さないとどういった予測をされるのかが非常に分かりづらいと思うので、計画として示していただきたい。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の地下水と湿原等の表流水の水を保全するということを念頭に置いています。その具体的な範囲については調査の中で検討していきたいと考えています。 ・現時点では、浸透水としては各湿原における地下水位の変化を、表流水としては、対象事業実施区域から流出する河川の流量の変化を予測対象とし、各湿原及び対象事業実施区域から流出する河川（各調整池直下等）を予測地点として想定しています。
35	地形地質	梅崎委員	<p>・方法書の140ページに調査項目の一覧の記載で、存在・供用による影響に対する地形・地質の土地の安定性が簡易項目となっている。供用時の豪雨の影響は大きいと思うので、重要化項目にしていただき、記録的な豪雨を想定していることが分かるようにしていただきたい。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の安定性については、予備調査及び現地調査結果を踏まえ、事業計画において「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」（長野県森林づくり推進課）等の基準に基づき、設計するとともにその検討結果を予測評価結果として準備書に記載します。
36	植物 動物	中村雅彦委員	<p>・動植物の予測方法の中で押し並べて「類似事例等による予測」と記載があるが、この類似事例等というのはどういうものか。今回のような特殊な案件に対して、どのような事例は存在するのか。そう考えるもとで予測を立てるべきではないか。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、動植物の予測のうち、工事の実施や存在・供用の土地の造成、樹木の伐採後の状態等の影響については、林地開発の事例を参考に予測評価を実施したいと考えています。また、太陽光パネルの存在については、一般的な太陽光パネルの設置に伴う動植物への影響例を可能な限り収集するとともに、本事業の特性を踏まえた影響予測を検討していきたいと考えています。
37	植物	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間地での森林伐採とオープンランド化では、外来植物の侵入が懸念されるところである。工事による影響の予測事項として、外来植物の侵入を188ページ表3-3-38の中に含められないか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響要因の区分については、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき整理しており、現在、外来生物の進入等の影響については、表3-3-38「樹木伐採後の状態」の影響因子のひとつとしてとらえ、予測評価を実施することを想定しています。なお、項目については、長野県と調整し、検討していきます。
38	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・108ページ表2-3-19に示されているように多くの種の注目すべき昆虫がリストされている。かつて半自然草原であった地区なので、かつてはこの地区にオオアリシジミの生息記録もあった。現在でもセセリチョウ類をはじめ草原性の昆虫類が生息している可能性があり、特に霧ヶ峰の湿原にはユウスグを食草とする長野県特別指定希少野生動植物のフサヒゲルリカミキリが生息している可能性がある。したがって、昆虫に限らず注目すべき種の生態（食草や発生時期）をふまえて現地調査の計画を立てていただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の調査にあたっては、予備調査の結果を踏まえ、調査地域の状況及び資料で生息・生育の可能性のある注目すべき種の確認適期等を勘案しながら、詳細な現地調査計画を設定し、現地調査を実施いたします。また、現地調査において、注目すべき種の生息・生育が確認された場合は、必要に応じて、適切な時期に注目すべき種を対象とした調査を実施し、調査地域における生息・生育状況等の把握に努めます。
39	動物	陸委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書189ページ表3-3-41の現地調査内容（動物）について、本事業計画は、事業実施区域内に生息する哺乳類すべての生息に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、その調査範囲を鳥類（希少猛禽類）に準じて、対象事業実施区域から500m程度の範囲とすること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の調査範囲は、対象事業実施区域から200m程度の範囲を基本とし、大型哺乳類等の行動圏が広い種については、鳥類（希少猛禽類）と同様に適宜調査範囲を拡大して調査を実施したいと考えています。
40	動物	陸委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類の種毎に調査方法を示すこと。その際、種の特性に応じて、現在予定している調査方法に加えて、センサーカメラ等により夜間の活動を把握するための調査も実施すること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の調査の詳細については資料4-4を参照ください。なお、センサーカメラによる哺乳類調査については、実施いたします。

41	生態系	中村寛志委員	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木をこれだけ伐採すると湿原に入てくる水量が変わるので、湿原自身の遷移がどのようになるかという評価が必要だと思う。その評価はどの項目で実施するのか。 ・湿原に流れ込む水量の変動によって、枯れてしまったり戻ったりするので、その辺りの予測はしっかりとしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遷移ということになると植物の関係が主になるのかと思いますが、生態系の中で取り扱うのかと考えております。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の湿原は長野県レッドリスト（植物編）植物群落の掲載群落であることから、植物の項目において、注目すべき植物群落として抽出し予測評価を実施いたします。また、現時点では、湿原は動植物の生息生育環境として、生態系の観点からも予測評価を実施したいと考えています。
42	生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・192ページ3-11生態系について。7ページ図1-6-2の土地利用計画を見ても明らかのように、森林面積（針葉樹と広葉樹混交の森林生態系）の50%以上が、パネルが設置された草地エリア（草原生態系）に変わる。そこに生息する動植物の種構成も大幅に変わるものと予想される。しかし、ここでは明白な大前提について言及せずに、一般的な生態系の予測手法が記されているに過ぎない。具体的にどのようにして影響評価するのか、またその影響が大と評価された場合、どのような観点から保全措置を講じることができるか、この記載では不十分である。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、予備調査の結果を踏まえ、湿地及びその周辺に保全エリアを設定して、現状の森林環境等を保全することにより、影響を低減することを想定しています。なお、具体的な保全措置等については、現地調査の結果を踏まえて検討し、準備書段階で明らかにしていきたいと考えています。
43	景観 触れ合い 活動の場	亀山委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階で景観、触れ合い活動の場の調査を簡略化又は実施しないとするのはよくないかと思う。もう少し地形の解析を実施していただき、事業対象地が見える範囲をもう少し拾い出していただいて、結論付けた方が良いと思う。 (片谷委員長) ・要するに触れ合い活動の場というのは、現在存在しているレクリエーション施設だけではないというのが、亀山委員の指摘の趣旨であり、そこに人が来て景観を楽しむような行動を取る場所は広い意味の触れ合い活動の場であるという指摘があるので、その趣旨を踏まえ検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では簡易的に被可視状況をシミュレーションしまして、124ページの図を作成し、検討した次第です。供用・存在の影響がより大きいと考え、景観では標準化項目としています。予測、評価の中で具体的にどの範囲からどういう考え方をするのかというのを検討していきたいと思っております。 ・触れ合い活動の場につきましては、現状の資料調査の範囲で把握した状況を130ページに記載させていただいておりますが、御指摘のように将来的な観点を考えますと、再度検討しなければならないと思いますので、持ち帰らせていただきたいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の眺望点や触れ合い活動の場の調査地点については、地元意見等を参考に、適宜調査範囲を拡大し、調査及び予測評価を実施いたします。